

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|-----------------------|--|-----------|-------------------------------|---|------|----------------|-----|----------|---|--------------------------------|----|
| 国民年金保険料の納付委託事務に要する手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 国民年金基金連合会 東京都港区六本木6-1-21 | 国民年金保険料の納付受託機関による納付を行う場合、多数ある納付受託機関と直接契約を締結することは事務的に困難であるため、全国の国民年金基金の集計を唯一行うことができる国民年金基金連合会と契約を締結し、手数料の支払いを行うものである。 当該契約は特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項に該当するものである。 | - | 9,280,320 | - | - | 国民年金保険料の納付受託機関による納付を行う場合、多数ある納付受託機関と直接契約を締結することは事務的に困難であるため、全国の国民年金基金の集計を唯一行うことができる国民年金基金連合会と契約を締結し、手数料の支払いを行うものである。 当該契約は特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項に該当するものである。 | 二 | |
| 国民年金保険料の納付委託事務に要する手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 農林中央金庫 東京都千代田区有楽町1-13-2 | 国民年金保険料の納付受託機関による納付を行う場合、多数ある納付受託機関と直接契約を締結することは事務的に困難であるため、全国の農協の集計を唯一行うことができる農林中央金庫と契約を締結し、手数料の支払いを行うものである。 当該契約は特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項に該当するものである。 | - | 91,568,159 | - | - | 国民年金保険料の納付受託機関による納付を行う場合、多数ある納付受託機関と直接契約を締結することは事務的に困難であるため、全国の農協の集計を唯一行うことができる農林中央金庫と契約を締結し、手数料の支払いを行うものである。 当該契約は特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項に該当するものである。 | 二 | |
| 国民年金保険料の口座振替に関する委託 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 農林中央金庫 東京都千代田区有楽町1-13-2 | 国民年金保険料の口座振替を行う場合、多数ある金融機関と直接契約を締結することは事務的に困難であるため、全国の農協の集計を唯一行うことができる農林中央金庫と契約を締結し、手数料の支払いを行うものである。 当該契約は特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項に該当するものである。 | - | 70,636,388 | - | - | 国民年金保険料の口座振替を行う場合、多数ある金融機関と直接契約を締結することは事務的に困難であるため、全国の農協の集計を唯一行うことができる農林中央金庫と契約を締結し、手数料の支払いを行うものである。 当該契約は特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項に該当するものである。 | 二 | |
| 社会保険料の口座振替に関する委託 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 農林中央金庫 東京都千代田区有楽町1-13-2 | 社会保険料の口座振替を行う場合、多数ある金融機関と直接契約を締結することは事務的に困難であるため、全国の農協の集計を唯一行うことができる農林中央金庫と契約を締結し、手数料の支払いを行うものである。 当該契約は特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項に該当するものである。 | - | 1,993,413 | - | - | 社会保険料の口座振替を行う場合、多数ある金融機関と直接契約を締結することは事務的に困難であるため、全国の農協の集計を唯一行うことができる農林中央金庫と契約を締結し、手数料の支払いを行うものである。 当該契約は特定の相手としか締結することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項に該当するものである。 | 二 | |
| 国民年金保険料の口座振替に関する委託 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区丸の内2-3-2 | 国民年金保険料の口座振替の実施にあたり、被保険者が口座振替により保険料を納付するためには、社会保険料は、口座振替の実施及び手数料の支払いに関する契約を可能な限り多数の金融機関と締結する必要があることから、当該契約は、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項に該当する。 | - | 55,567,940 | - | - | 国民年金保険料の口座振替の実施にあたり、被保険者が口座振替により保険料を納付するためには、社会保険料は、口座振替の実施及び手数料の支払いに関する契約を可能な限り多数の金融機関と締結する必要があることから、当該契約は、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項に該当する。 | 二 | |
| 後納郵便料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2 | 郵便の取扱いにあたり、郵便事業株式会社の他に競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | - | 22,836,581,889 | - | - | 郵便の取扱いにあたり、郵便事業株式会社の他に競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 | 二(ハ) | |

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|--------------------------|--|-----------|---------------------------------|--|------|-------------|-----|----------|--|--------------------------------|----|
| 農林共済年金の厚生年金保険への統合に係る事務委託 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 農林漁業団体職員共済組合 東京都港区虎ノ門4-1-1 | 会計法第29条の3第4項 当該事務委託については、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃しする等の法律附則」第60条の規定に基づき農林共済組合の存続組合に行わせるとされており、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約するもの。 | - | 438,678,000 | - | - | 当該事務委託については、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃しする等の法律附則」第60条の規定に基づき農林共済組合の存続組合に行わせるとされており、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約するもの。(会計法第29条の3第4項) | イ(イ) | |
| 社会保険料に係る口座振替手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 全国信用協同組合連合会 東京都中央区京橋1-9-1 | 会計法第29条の3第4項 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 3,246,258 | - | - | 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | ニ | |
| 国民年金保険料に係る口座振替手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 労働金庫連合会 東京都千代田区神田駿河台2-5-15 | 会計法第29条の3第4項 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 1,194,789 | - | - | 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | ニ | |
| 国民年金保険料に係る納付受託手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 信金中央金庫 東京都中央区八重洲1-3-7 | 会計法第29条の3第4項 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 1,486,363 | - | - | 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | ニ | |
| 国民年金保険料に係る納付受託手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 労働金庫連合会 東京都千代田区神田駿河台2-5-15 | 会計法第29条の3第4項 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 1,961,433 | - | - | 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | ニ | |
| 社会保険料に係る口座振替手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 全国銀行協会 東京都千代田区丸の内1-3-1 | 会計法第29条の3第4項 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 40,168,775 | - | - | 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | ニ | |
| 社会保険料に係る口座振替手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 社団法人全国地方銀行協会 東京都千代田区内神田3-1-2 | 会計法第29条の3第4項 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 68,916,877 | - | - | 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | ニ | |
| 社会保険料に係る口座振替手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 社団法人第二地方銀行協会 東京都千代田区三番町5 | 会計法第29条の3第4項 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 18,558,767 | - | - | 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | ニ | |
| 社会保険料に係る口座振替手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 信金中央金庫 東京都中央区八重洲1-3-7 | 会計法第29条の3第4項 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 38,495,297 | - | - | 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | ニ | |

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|-----------------------------|--|-----------|------------------------------------|--|------|-------------|-----|----------|--|--------------------------------|----|
| 国民年金保険料に係る口座振替手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 全国銀行協会 東京都千代田区丸の内1-3-1 | 会計法第29条の3第4項 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 80,073,490 | - | - | 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | = | |
| 国民年金保険料に係る口座振替手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 社団法人全国地方銀行協会 東京都千代田区内神田3-1-2 | 会計法第29条の3第4項 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 158,081,135 | - | - | 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | = | |
| 国民年金保険料に係る口座振替手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 社団法人第二地方銀行協会 東京都千代田区三番町5 | 会計法第29条の3第4項 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 35,703,343 | - | - | 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | = | |
| 国民年金保険料に係る口座振替手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 全国信用協同組合連合会 東京都中央区京橋1-9-1 | 会計法第29条の3第4項 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 9,059,502 | - | - | 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | = | |
| 国民年金保険料に係る口座振替手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 信金中央金庫 東京都中央区八重洲1-3-7 | 会計法第29条の3第4項 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 84,734,337 | - | - | 口座振替に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | = | |
| 国民年金保険料に係る納付受託手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 全国信用協同組合連合会 東京都中央区京橋1-9-1 | 会計法第29条の3第4項 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 9,579,869 | - | - | 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | = | |
| 国民年金保険料の納付受託事務(コンビニ)に要する手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋1-1-1 | 会計法第29条の3第4項 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 1,138,149 | - | - | 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | = | |
| 国民年金保険料の納付受託事務(コンビニ)に要する手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社セイコマート 北海道札幌市中央区南9条西5-421 | 会計法第29条の3第4項 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 5,204,331 | - | - | 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | = | |
| 国民年金保険料の納付受託事務(コンビニ)に要する手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社ココストア 愛知県名古屋市中区栄1-7-34 | 会計法第29条の3第4項 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 3,350,298 | - | - | 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | = | |
| 国民年金保険料の納付受託事務(コンビニ)に要する手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社ポブラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665-1 | 会計法第29条の3第4項 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 6,071,782 | - | - | 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | = | |

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|-----------------------------|--|-----------|-------------------------------------|--|------|-------------|-----|----------|--|--------------------------------|--------------------|
| 国民年金保険料の納付受託事務(コンビニ)に要する手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社セブンイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8-8 | 会計法第29条の3第4項 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 273,181,796 | - | - | 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | = | |
| 国民年金保険料の納付受託事務(コンビニ)に要する手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社ローソン 東京都品川区大崎1-11-2 | 会計法第29条の3第4項 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 138,769,572 | - | - | 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | = | |
| 国民年金保険料の納付受託事務(コンビニ)に要する手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋3-1-1 | 会計法第29条の3第4項 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 123,000,963 | - | - | 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | = | |
| 国民年金保険料の納付受託事務(コンビニ)に要する手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反町1 | 会計法第29条の3第4項 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 92,740,170 | - | - | 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | = | |
| 国民年金保険料の納付受託事務(コンビニ)に要する手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町1-1 | 会計法第29条の3第4項 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 26,940,558 | - | - | 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | = | |
| 国民年金保険料の納付受託事務(コンビニ)に要する手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社デイリーヤマザキ 東京都千代田区岩本町3-10-1 | 会計法第29条の3第4項 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 16,699,573 | - | - | 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | = | |
| 国民年金保険料の納付受託事務(コンビニ)に要する手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン 東京都港区六本木1-8-7 | 会計法第29条の3第4項 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 19,412,669 | - | - | 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | = | |
| 国民年金保険料の納付受託事務(コンビニ)に要する手数料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通17 | 会計法第29条の3第4項 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。 | - | 12,957,886 | - | - | 納付受託に関する契約は特定の相手としか契約を締結することができないため。(会計法第29条の3第4項) | = | |
| 処理済原議の保管業務 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 社会福祉法人かしの会 くず葉学園 神奈川県秦野市菩提2058-2 | 会計法第29条の3第5項 当該業務は保管をさせる場合及び慈悲事業を目的として設立された施設から直接に物件を借り入れることから、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第8号、第16号及び第102条の4第7号により随意契約するもの。 | - | 3,094,245 | - | - | 当該業務は保管をさせる場合及び慈悲事業を目的として設立された施設から直接に物件を借り入れることから、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第8号、第16号及び第102条の4第7号により随意契約するもの。(会計法第29条の3第5項) | = | 日本年金機構へ移管(平成22年1月) |
| 受付・発送・分離裁断・封入封緘に関する業務委託 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社SBC 東京都杉並区高井戸東4-7-12 | 会計法第29条の3第4項 競争入札に付すことにより業者を決定し業務を開始するまでの間、期間が中断することなく業務を委託する必要があるため。 | - | 85,009,530 | - | - | 競争入札に付すことにより業者を決定し業務を開始するまでの間、期間が中断することなく業務を委託する必要があるため。(会計法第29条の3第4項) | = | 日本年金機構へ移管(平成22年1月) |

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|----------------|--|-----------|-----------------------------------|--------------------------------|------|--------------|-----|----------|------------------------------|--------------------------------|--------------------|
| 「月刊 厚生労働」の購入 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 中央法規出版株式会社 東京都渋谷区代々木2-27-4 | 会計法第29条の3第4項 当該書籍の出版元であるため。 | - | 1,615,680 | - | - | 当該書籍の出版元であるため。(会計法第29条の3第4項) | 二(二) | 日本年金機構へ移管(平成22年1月) |
| 「会計と監査」の購入 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社全国会計職員協会 東京都大田区南雪谷4-23-3 | 会計法第29条の3第4項 当該書籍の出版元であるため。 | - | 1,949,400 | - | - | 当該書籍の出版元であるため。(会計法第29条の3第4項) | 二(二) | 日本年金機構へ移管(平成22年1月) |
| 「官庁速報」の購入 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8 | 会計法第29条の3第4項 当該書籍の出版元であるため。 | - | 2,646,000 | - | - | 当該書籍の出版元であるため。(会計法第29条の3第4項) | 二(二) | 日本年金機構へ移管(平成22年1月) |
| 「社会保険旬報」の購入 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社社会保険研究所 東京都千代田区内神田2-4-6 | 会計法第29条の3第4項 当該書籍の出版元であるため。 | - | 3,136,968 | - | - | 当該書籍の出版元であるため。(会計法第29条の3第4項) | 二(二) | 日本年金機構へ移管(平成22年1月) |
| 「日刊 社会保険新報」の購入 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社社会保険新報社 東京都千代田区内神田1-5-4 | 会計法第29条の3第4項 当該書籍の出版元であるため。 | - | 4,953,312 | - | - | 当該書籍の出版元であるため。(会計法第29条の3第4項) | 二(二) | 日本年金機構へ移管(平成22年1月) |
| 「週刊行政施策」の購入 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社保険六法新聞社 東京都豊島区東池袋1-47-3 | 会計法第29条の3第4項 当該書籍の出版元であるため。 | - | 5,112,072 | - | - | 当該書籍の出版元であるため。(会計法第29条の3第4項) | 二(二) | 日本年金機構へ移管(平成22年1月) |
| 「厚生福祉」の購入 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8 | 会計法第29条の3第4項 当該書籍の出版元であるため。 | - | 8,668,296 | - | - | 当該書籍の出版元であるため。(会計法第29条の3第4項) | 二(二) | 日本年金機構へ移管(平成22年1月) |
| 「週刊 年金実務」の購入 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 有限会社社会保険実務研究所 東京都千代田区神田淡路町1-13 | 会計法第29条の3第4項 当該書籍の出版元であるため。 | - | 10,177,650 | - | - | 当該書籍の出版元であるため。(会計法第29条の3第4項) | 二(二) | 日本年金機構へ移管(平成22年1月) |
| 「週刊 社会保障」の購入 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 株式会社法研 東京都中央区銀座1-10-1 | 会計法第29条の3第4項 当該書籍の出版元であるため。 | - | 20,851,560 | - | - | 当該書籍の出版元であるため。(会計法第29条の3第4項) | 二(二) | 日本年金機構へ移管(平成22年1月) |
| 電気料 | 支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2 | 平成21年4月1日 | 東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-3 | 会計法第29条の12 長期継続契約のため。 | - | (14,007,094) | - | - | 長期継続契約のため。(会計法第29条の12) | 二(口) | 長期継続契約 |